

平成 29 年 4 月 13 日

東京都行政書士会と「包括的連携・協力に関する協定」を締結しました

～ お客様の課題を協働して支援いたします ～

中ノ郷信用組合（本店 東京都墨田区、理事長 酒井二三男、以下「当組合」）は、平成 29 年 4 月 13 日、東京都行政書士会（東京都目黒区、会長 常住豊）との間で「包括的連携・協力に関する協定」を締結致しましたのでお知らせ致します。

なお、都内の信用組合で、東京都行政書士会と同協定を締結したのは 2 例目となります。

この協定の締結に伴い、中小企業のお客様と個人のお客様が抱える問題、特に許認可申請、事業承継、資金調達、法人設立、遺言・相続、成年後見などにおいて、それぞれが得意とする分野で協働して課題の解決に取り組むことが可能となりました。

行政書士は、（１）官公署に提出する許認可申請等の書類作成、相談並びに代理、（２）遺言書や定款などの権利義務・事実証明および契約書の作成、相談並びに代理、（３）成年後見や ADR（裁判外紛争解決手続）などの業務を行っています。また、東京都行政書士会に所属する個人会員は 6,225 名おり、当組合職員の一人も特定行政書士として所属しております。なお全国では、46,381 名の方がおります（2017 年 4 月 1 日現在）。

当組合はこれまでも、中小企業診断士をアドバイザーとした無料経営相談会、専門知識を有する職員が年金アドバイザーとして年金相談会、他金融機関と合同で創業支援のセミナー、などを実施してまいりました。今回、「あなたの街の法律家」として、国民と行政の橋渡し役を担っている東京都行政書士会との連携により、中小企業と地域社会への貢献がより一層効果的なものとなるよう取り組んでまいります。

本件に関するお問い合わせ先
中ノ郷信用組合 営業推進部
担当：佐藤
TEL 03-3622-7131（代）

「包括的連携に関する協定書」調印式

東京都行政書士会 中ノ郷信用組合

平成29年4月13日

